

議案第16号

調布市立学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

ゆずのき学童クラブほか1箇所の学童クラブを設置し、第三小学校学童クラブほか1箇所の学童クラブを廃止するとともに、ゆずのき学童クラブにおいて実施する車両送迎事業について定めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市立学童クラブ条例の一部を改正する条例

調布市立学童クラブ条例（平成10年調布市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表調布市立第三小学校学童クラブの項及び調布市立しもふだ学童クラブの項を削り、同表に次のように加える。

調布市立ゆずのき学童クラブ	調布市富士見町4丁目4番地2
調布市立はづき学童クラブ	調布市調布ヶ丘2丁目37番地6

第2条の2第2号を次のように改める。

- (2) 付添送迎事業（児童が通学する小学校等と利用する学童クラブとの間を徒歩により付き添って送迎する事業をいう。以下同じ。）

第2条の2に次の2号を加える。

- (3) 車両送迎事業（児童が通学する小学校等又は当該児童の居宅と調布市立ゆずのき学童クラブとの間を車両により送迎する事業をいう。以下同じ。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める事業

第3条第5号を削る。

第4条第2号中「送迎事業」を「付添送迎事業及び車両送迎事業（以下「送迎事業」という。）」に改める。

第5条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 付添送迎事業 放課後児童健全育成事業を利用する児童で、心身に障害又はそのおそれがあることにより単独で学童クラブに通うことが困難であると市長が認めるもの

第5条第1項に次の1号を加える。

(3) 車両送迎事業 放課後児童健全育成事業を利用する児童で、心身に障害があることにより徒歩で調布市立ゆずのき学童クラブに通うことが困難であると市長が認めるもの

第7条第5号中「障害児等」を「児童」に改める。

第8条第3項中「納付」を「納入」に改め、同条第4項中「手数料」を「手数料及び使用料」に改める。

第12条及び第13条中「放課後児童健全育成事業」を「学童クラブ」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定、第2条の2に次の2号を加える改正規定及び第5条第1項に次の1号を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。